

伊達市社会福祉協議会諸室使用要綱

平成30年2月1日全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、市民のボランティア活動や地域福祉活動等を支援するため、伊達市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の各部屋（以下「諸室」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 諸室は、第3条で登録された団体が第1条に定める目的に沿って社協業務に支障の無い範囲で使用を認めるものとする。ただし、営利目的、参加者から参加料、謝礼金等を受領して実施する活動については、これを除外する。

(使用登録)

第3条 諸室を使用できる団体は、会長にあらかじめ「社会福祉協議会諸室使用登録申請書」（第1号様式）に原則会則を添えて申請し、承認を得た団体に限る。

2 前項において、会長は「社会福祉協議会諸室使用登録 承認・不承認決定通知書」（第2号様式）を申請団体に通知する。

3 第1項で登録申請を必要としない団体は次のとおりとする。

- (1) 社協で事務局を担う団体
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 伊達市ボランティア連絡会に加盟する団体
- (4) 会長が特別に認める団体

(登録団体の要件)

第4条 登録できる団体は次の各号に定める要件に該当する団体とする。

- (1) 団体として組織されていること。
 - (2) 団体の活動の主たる区域が市内であること。
 - (3) 団体の運営が当該団体を組織する者によって自主的に行われていること。
- 2 社協の施設規模や有効利用の観点から、団体の構成員の総人数は原則5人以上とする。ただし、団体を構成する組織上の理由により、会長が特別に認める場合は、この限りでない。
- 3 会長は、登録申請書が提出されたときには、当該申請書に記載された団体が第1項の要件を備えていることを確認の上、使用団体として登録（以下「登録団体」という。）するものとする。

(登録団体の取り扱い)

第5条 登録の更新は、3年ごとに行うものとする。ただし、更新年度以前で登録した団体においては、初回の更新までを登録団体とする。

2 登録団体の代表者を変更したときは、再び登録申請書を提出し、その旨を届けなければならない。

3 登録団体が次のいずれかに該当した場合には、登録団体としての資格を喪失するものとする。

- (1) 前条第1項に該当しなくなった又は解散した場合
- (2) 虚偽の内容の登録申請書を提出した場合

- (3) 登録の有効期限が切れた場合
- (4) 会長が登録団体を利用団体として不適格と判断したとき

(使用不可日)

第6条 使用ができない日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月31日から翌年の1月5日までの日
- 2 前項第1号、第2号で使用可能団体は第3条第3項第1号から第3号までの団体とし、同条第2号及び第3号の団体が使用する場合は原則として使用日の10日前までに申し込むこととする。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則9時から17時30分までとする。ただし、17時30分から21時までの使用について使用可能団体は第3条第3項第1号から第3号までの団体とし、同条第2号及び第3号の団体が使用する場合は原則として使用日の10日前までに申し込むこととする。

(使用料等)

第8条 諸室の使用料は無料とする。ただし、暖房料は別表第1のとおりとする。

(使用申込み及び承認)

- 第9条 諸室を使用する場合は、あらかじめ使用申込書（第3号様式）を提出し、使用承認書（第4号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 使用申込書の受付は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第3条第3項第1号に規定する団体については期間を設けない。
 - (2) 第3条第3項第2号、第3号に規定する団体については申し込み月の2ヶ月後の月末までとする。
 - (3) 第3条第3項に規定する団体以外については申し込み月の1ヶ月後の月末までとする。

(使用の制限)

第10条 諸室の有効利用のため、登録団体の使用時の人数は原則3名以上とする。ただし、会長が使用形態や、当日の出席状況等により、これにより難いと認めるときはこの限りでない。

(使用者の義務)

- 第11条 諸室を使用する者（以下「使用者」という。）は職員の指示に従い、他人に迷惑を及ぼすなど公の秩序を乱す行為をしてはならない。
- 2 諸室使用時は使用承認書に記載の注意事項を順守すること。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設又は設備を破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する「初回の登録更新年度」については、平成33年度とし、以後3年毎に更新する。

別表第1（第8条関係）

暖房料

室名	料	金
講堂	30分につき	200円
研修室	30分につき	150円
会議室	30分につき	100円
フリールーム	30分につき	50円

備考 1. 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。